

トランプ米政権下におけるコンプライアンス  
～贈収賄禁止法令の動向～

Smith Gambrell Russell (SGR) 法律事務所

2025年5月現在

## 概要

2025年1月に発足したトランプ米政権下では、目まぐるしく新たな政策が公表、実行され、その中には法令及びその執行に関するものも多く含まれています。これらによって、米国に進出している日系企業にも、多少なりとも影響が生じています。本稿では、トランプ政権となってから変化があった法令のうち、贈収賄禁止に関するものについて紹介します。

2025年1月に発足したトランプ米政権下では、目まぐるしく新たな政策が公表、実行されており、その中には、法令及びその執行に関するものも多く含まれています。これらによって、米国に進出している日系企業にも、多少なりとも影響が生じています。

本稿では、トランプ政権となってから変化があった法令のうち、贈収賄禁止に関するものについて紹介します。

### 1. 贈収賄禁止に関する法令

米国で制定されている贈収賄禁止に関する法令のうち、主要なものとしては、海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act（FCPA））が挙げられます。FCPAの詳細については、後述のとおりです。

また、FCPAの他に、連邦法としては、連邦公務員に対する贈賄・違法な謝礼の交付等を禁止する連邦刑法（U.S.C. Title18）§201及び違法行為促進等の目的（贈賄目的を含む）をもって州際的又は国際的な通商設備（乗り物に限らず、電子メール・電話を含む）を利用することを禁止する連邦旅行法（Travel Act）等があります。その他、各州においても、その大多数において、州・自治体の公務員に対する贈賄を禁止する法令が定められています。

### 2. FCPAの概要

FCPAは、1976年に起きたロッキード事件をきっかけとして制定されたものであり、米国内における贈収賄の禁止に関して中心的な役割を果たしています。以下では、その概要について述べます。

#### （1）贈収賄禁止条項

贈収賄禁止条項では、主に外国公務員等に対する贈収賄が禁止されていますが、その対象は相当広範なものとなっています。FCPAにおいては、（i）下記の規制対象となる主体が、（ii）外国公務員等に対して、（iii）賄賂の意思をもって、（iv）営業上の利益を得る目的で、（v）金銭又は利益の供与、その申込、約束、受領の催促等を行うことが禁止されています。

#### （2）具体的な要件についての説明

##### ア (i) 処罰対象となる主体

まず、FCPA による処罰対象となる主体については、①米国企業の役員、従業員、エージェント及び株主、②米国内で禁止行為を一部でも行った企業、その役員、従業員、エージェント及び株主ならびに③米国における上場企業等、その役員、従業員、エージェント及び株主と規定されています。

すなわち、米国において子会社を設立している場合、当該子会社、その役員及び従業員が対象となるのはもちろんのこと、その株主である日本本社も FCPA における処罰の対象となります。また、米国に子会社を設立していない場合でも、駐在員事務所等を設置したうえで米国において事業活動を行う場合には、日本法人であっても対象となります。

実際に、過去の事例においては、ジョイント・ベンチャーを米国において設立した日系企業が、当該ジョイント・ベンチャーが行った贈収賄行為について摘発され、巨額の罰金又は司法取引による和解金を支払った例が複数見られます<sup>1</sup>。

また、米国において起用しているエージェント、コンサルタント等が贈収賄を行った場合でも、起用している企業が間接的に贈収賄を行ったと判断される可能性も否定できません。実際に、日系企業やその役職員についても、共謀罪に該当するとして、摘発された例があります<sup>2</sup>。

#### イ (ii)利益供与の禁止の対象となる外国公務員等

贈収賄における利益供与の禁止の対象となる外国公務員等には、外国政府関係者（外国公務員、政府関係機関、公的企業、国際機関及びそれらの役職員）ならびに外国政党等（外国政党、役職員及び外国の公職の候補者）が含まれるとされています。そして、これらの者に対して、第三者を通じて間接的に利益を供与することも禁止されています。

#### ウ (iv)営業上の利益を得る目的

営業上の利益を得る目的には、広くさまざまなものが含まれます。具体的には、関税の減免、競合他社の参入阻止、許認可手続きの回避といったものも含まれます。また、政治献金や寄付等についても、禁止されるわけではありませんが、このような目的を含まないことを客観的に明確にする必要があります。

#### エ (v)利益の供与

利益の供与についても、幅広い行為が含まれます。例えば、現金の支払いに限らず、旅費の負担、贈答品の提供、子女の採用といった行為も該当します。

### (3) 罰則

上記の規制に違反した場合には、相当程度重大な罰則が設けられています。

刑事罰としては、法人については 200 万ドル以下又は贈収賄の結果生じた利益もしくは損害の 2 倍以下の罰金が科されます。また、個人についても、25 万ドル以下又は贈収賄の結果生じた利益もしくは損害の 2 倍以下の罰金に加えて、5 年以下の拘禁刑も設けられています。さらに、民事上の制裁として、法人及び個人のいずれについても、1 万ドル以下（場合によって加重あり）の制裁金が科される可能性もあります。

#### (4) FCPA 順守のための体制整備

上記のような FCPA の規制に違反したとの判断がなされることを回避し、摘発されるのを避けるためには、社内ルールを整備した上で、役職員に対して適切に周知することが重要となります。特に、法人については、個人が贈賄行為を行っていたとしても、適切な手続きを行っていれば、減免される可能性があり、社内体制の整備は極めて重要となります。

さらに、万が一、贈賄行為が発覚した場合には、法定の手続きとしてのリニエンス（課徴金減免）制度はありませんが、当局の捜査に対して積極的に協力することが重要となります。このような事情は、量刑において考慮される可能性も十分にあります。

### 3. 近時の動向

以上のとおり、FCPA では、外国公務員等に対する贈収賄が禁止されています。そして、FCPA については、制定以来、積極的に執行がなされてきており、2024 年にはインドの Adani グループが摘発される<sup>3</sup>等、近年は特に大々的な捜査も行われていました。

しかし、トランプ政権となった翌月の 2025 年 2 月には、捜査及び執行等の基準の見直し等の目的により、180 日間、FCPA の執行を停止する旨の大統領令が発令されました<sup>4</sup>。停止の趣旨としては、国際経済における米国企業の競争力を保持し、米国の経済の発展を支えるためとされています。

以上の大統領令に従って、現時点においては、FCPA の執行は一時的に停止されています。今後、調査の結果を踏まえて、新たなガイドラインが公表される予定であるため、慎重に動向を注視する必要があります。

1 実際に日系企業が摘発された例：

<https://fcpaprofessor.com/fcpa-enforcement-actions-japanese-companies-3/>

2 同上

3 <https://www.sec.gov/enforcement-litigation/litigation-releases/lr-26177>

4 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/pausing-foreign-corrupt-practices-act-enforcement-to-further-american-economic-and-national-security/>

※免責事項：上記の内容は、一般的な説明にすぎません。具体的な状況に応じた法的助言または専門家意見として解釈しないようご注意ください。ご不明な点がございましたら、SGR 法律事務所（小島清顕：kkojima@sgrlaw.com）までお問い合わせください。

（2025 年 4 月 21 日作成）

Smith, Gambrell & Russell 法律事務所（SGR 法律事務所）は、1893 年に創設された創業 132 年のジョージア州アトランタ市発祥の米国総合法律事務所です。全米 10 カ所にオフィスを構え、約 350 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。<https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

## Profile



小島 清顕 Kiyooki Kojima



スミス・ガンブレル・ラッセル(SGR)法律事務所  
パートナー・米国弁護士

日本出身（地元：神奈川県小田原市）、幼少期から米国在住。ロチェスター大学で政治・経済学を専攻。同時期に、イーストマン音楽学校にてファゴットも専攻・学位取得。学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽学校に同時進学・卒業。JD取得後、2003年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士業務を営む。主に法人設立・交渉・各種取引アドバイス、合併・合弁・ライセンス、雇用・労務、紛争防止・対応、知的財産管理・活用、企業誘致・土地選定・助成金交渉その他各種幅広い法務に対応しています。

## Profile



岡本 駿之 Shunji Okamoto



スミス・ガンブレル・ラッセル(SGR)法律事務所  
カウンセラー・弁護士

茨城県立土浦第一高校、一橋大学法学部を卒業後、立教大学法科大学院修了。2010年12月に弁護士登録（63期）。都内法律事務所にて、紛争解決、M&A、株主総会対応、法人設立、人事労務、倒産案件等の企業法務を主に担当。また、個人の依頼者からの一般民事（労働関係、不動産関係、損害賠償事件）、家事事件（相続）も取り扱う。2020年8月に渡米し、2021年5月米国コーネル大学ロースクール修了。2021年8月から1年間SGR法律事務所の交換弁護士として勤務。2023年10月に再度渡米し、SGR法律事務所のJapan Practice Teamに加わる。